

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和 2 年 10 月 19 日 20200423 保第 6 号）は、次のとおりである。

なお、方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応は、表 7-1 のとおりである。

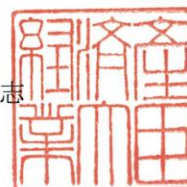
経済産業省

20200423保第6号

令和2年10月19日

株式会社瀬戸ウィンドヒル
代表取締役 松田 裕士 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



株式会社瀬戸ウィンドヒル「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境
影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年4月23日付けで届出のあった「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、愛媛県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。



環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、既設も含め複数の風力発電計画が存在していることから、本事業との累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、希少な動植物が生育している可能性があることから、水辺も含め、適切に調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
4. 本事業計画では、風力発電機の基数及び設置位置等具体的な事項が確定していないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

表 7-1 方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について</p> <p>1. 対象事業実施区域周辺には、既設も含め複数の風力発電計画が存在していることから、本事業との累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>本事業と既設の風力発電施設との騒音、風車の影及び景観への累積的な影響に関する調査及び予測の結果について、「第 10 章 10.1.1 3. 騒音」、「第 10 章 10.1.3 1. 風車の影」及び「第 10 章 10.1.7 景観」に記載いたしました。</p>
<p>2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。</p>	<p>スイッチ音及び純音成分の発生状況について、「第 2 章 2.2.9 4. 風力発電機から発生する騒音に関する事項」に記載いたしました。</p>
<p>3. 対象事業実施区域及びその周辺には、希少な動植物が生育している可能性があることから、水辺も含め、適切に調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>動物、植物及び生態系については、水辺も含め、適切に調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行い、「第 10 章 10.1.4 動物」、「第 10 章 10.1.5 植物」、「第 10 章 10.1.6 生態系」に記載いたしました。</p>
<p>4. 本事業計画では、風力発電機の基数及び設置位置等具体的な事項が確定していないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>風力発電機の基数及び設置位置等は、「第 2 章 2.2 対象事業の内容」に記載し、これらを基に適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を「第 10 章 環境影響評価の結果」に記載いたしました。</p>